

平成30年10月30日

## 厚生労働省における熱中症に関する平成30年度の取組について

### 1. 普及啓発・注意喚起

- 5月10日付け事務連絡によりリーフレット「熱中症予防のために」を各地方自治体に配布し、保健所等における健康相談等での活用や介護事業者等への啓発等を依頼。
- 7月19日付け事務連絡を各地方自治体障害福祉主管部局に配信し、障害福祉サービス事業者等に対して事故防止対策の周知を依頼。
- 7月19日及び25日付け事務連絡を各地方自治体民生主管部局に配信し、児童福祉施設等に対する熱中症事故防止に必要な事項の理解の徹底及び事故防止のための適切な措置を講ずるよう依頼。
- 7月20日付け事務連絡を各地方自治体等に配信し、保健所等における普及啓発等の再周知を依頼。
- 熱中症診療ガイドラインを厚生労働省ホームページに掲載。また、「熱中症予防のために」のリーフレットの英語版を作成し、厚生労働省ホームページに掲載。
- 熱中症予防について、5月1日から9月7日までの間、Twitterによる情報発信を行った。また、facebookによる情報発信も追加。

### 2. 職場における熱中症対策

- 「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」(5月1日から9月30日)を実施し、熱中症予防対策を徹底。
- 「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」の実施に際し、職場における熱中症予防に関し、事業者の実施すべき事項を取りまとめ、業界団体等に通知(本年2月)。当該通知等に基づき、都道府県労働局及び労働基準監督署を通じて事業場に対する指導等を実施。
- 職場のWBGT値の把握、作業管理、作業環境管理、労働者の健康管理等の熱中症予防対策をまとめた「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」のリーフレットを作成(本年4月)。リーフレットは事業者や労働者に対し配布。

- 直近10年間の職場における熱中症による死傷災害発生状況を公表(本年5月)。
- 職場における熱中症リスク(WBGT値)を計測する機器の使用法に関する現場管理者等向けPR動画を、厚生労働省YouTubeチャンネルにアップロード(本年6月)。
- 職場における熱中症予防に関する講習会を全国7か所で実施(本年6～7月)。
- 「STOP!熱中症クールワークキャンペーン」において、7月を重点取組期間としていたが、本年は8月も引き続き熱中症対策に重点的に取り組むよう、都道府県労働局と関係団体に対して通知(7月27日付)。

### 3. 「健康のため水を飲もう」推進運動の支援

- 「健康のため水を飲もう」推進委員会(\*)作成のポスター・リーフレットの掲示・配布について、協賛団体、文部科学省及び大臣認可水道事業者等へ協力もしくは情報提供を依頼。
- 同委員会の活動について厚生労働省ホームページ上で紹介。
  - \*「健康のため水を飲もう」推進委員会とは、2007年に武藤芳照東京大学政策ビジョン研究センター教授(当時)を委員長として発足した委員会で、「こまめに水を飲む習慣の定着」等の活動を行っている。

### 4. 熱中症発生状況等に係る情報の提供

- 職場における熱中症による死亡災害発生状況を各都道府県労働局に対し情報提供。
- 人口動態統計に基づく熱中症による死亡者数を集計し公表。
- 熱中症患者発生状況の実態を把握し、7月1日～9月30日の間、前日に報告された入院患者数等の即時情報を厚生労働省ホームページ上に毎日公表。

## 厚生労働省における熱中症に関する平成31年度の 取組(予定)について

### 1. 普及啓発・注意喚起

- リーフレット「熱中症予防のために」を各地方自治体に配布し、保健所等における健康相談等での活用や介護事業者等への啓発等を依頼。
- 熱中症診療ガイドラインを厚生労働省ホームページに掲載。
- 熱中症予防について、Twitter及びfacebookによる情報発信を行う。

### 2. 職場における熱中症対策

- 重点的な取組を呼びかけるキャンペーンを実施し、熱中症予防対策を徹底。
- キャンペーンの実施に際し、職場における熱中症予防に関し、事業者の実施すべき事項を取りまとめ、業界団体等に通知。当該通知等に基づき、都道府県労働局及び労働基準監督署を通じて事業場に対する指導等を実施。
- 職場のWBGT値の把握、作業管理、作業環境管理、労働者の健康管理等の熱中症予防対策をまとめたキャンペーンのリーフレットを作成。リーフレットは事業者や労働者に対し配布。
- 直近10年間の職場における熱中症による死傷災害発生状況を公表。
- 職場における熱中症予防に関する講習会を全国7か所で実施。

### 3. 「健康のため水を飲もう」推進運動の支援

- 「健康のため水を飲もう」推進委員会(\*)作成のポスター・リーフレットの掲示・配布について、協賛団体、文部科学省、都道府県の水道関係部局及び大臣認可水道事業者等へ協力もしくは情報提供を依頼。

○同委員会の活動について厚生労働省ホームページ上で紹介。

\*「健康のため水を飲もう」推進委員会とは、2007年に武藤芳照東京大学政策ビジョン研究センター教授(当時)を委員長として発足した委員会で、「こまめに水を飲む習慣の定着」等の活動を行っている。

#### 4. 熱中症発生状況等に係る情報の提供

○職場における熱中症による死亡災害発生状況を各都道府県労働局に対し情報提供。

○人口動態統計に基づく熱中症による死亡者数を集計し公表。

○熱中症患者発生状況の実態を把握し、7月1日～9月30日の間、前日に報告された入院患者数等の即時情報を厚生労働省ホームページ上に毎日公表。

# STOP! 熱中症

## クールワークキャンペーン

平成30年5月～9月

### — 熱中症予防対策の徹底を図る —


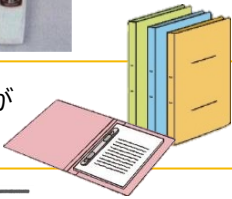





職場における熱中症で亡くなる人は、毎年全国で10人以上にのぼり、4日以上仕事を休む人は、400人を超えています。厚生労働省では、労働災害防止団体などと連携して、「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」を展開し、職場での熱中症予防のための重点的な取組を進めています。各事業所でも、事業者、労働者の皆さまご協力のもと、熱中症予防に取り組みましょう!

●実施期間：平成30年5月1日から9月30日まで（準備期間4月、重点取組期間7月）



事業場では、期間ごとに実施事項に重点的に取り組んでください。  
**確実に実施したかを確認し、□にチェックを入れましょう!**

#### 準備期間（4月1日～4月30日）

<input type="checkbox"/>	<b>暑さ指数（WBGT値）の把握の準備</b>	JIS規格「JIS B 7922」に適合した <b>暑さ指数計</b> を準備しましょう。	
<input type="checkbox"/>	<b>作業計画の策定等</b>	暑さ指数に応じて、作業の中止、休憩時間の確保などができるよう <b>余裕を持った作業計画</b> をたてましょう。	
<input type="checkbox"/>	<b>設備対策・休憩場所の確保の検討</b>	簡易な屋根の設置、通風又は冷房設備や、ミストシャワーなどの設置により、 <b>暑さ指数を下げる方法</b> を検討しましょう。また、作業場所の近くに <b>冷房</b> を備えた休憩場所や <b>日陰</b> などの涼しい休憩場所を確保しましょう。	
<input type="checkbox"/>	<b>服装等の検討</b>	<b>通気性のいい作業着</b> を準備しておきましょう。 <b>クールベスト</b> なども検討しましょう。	
<input type="checkbox"/>	<b>教育研修の実施</b>	熱中症の防止対策について、 <b>教育</b> を行いましょう。	
<input type="checkbox"/>	<b>熱中症予防管理者の選任及び責任体制の確立</b>	熱中症に詳しい人の中から <b>管理者を選任</b> し、事業場としての <b>管理体制を整え</b> ましょう。	
<input type="checkbox"/>	<b>緊急事態の措置の確認</b>	体調不良時に搬送する病院や緊急時の対応について確認を行い、周知しましょう。	

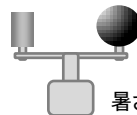
【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】農林水産省、国土交通省、環境省

# キャンペーン期間（5月1日～9月30日）

## STEP 1

### ☐ **暑さ指数（WBGT値）の把握**

JIS 規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を測りましょう。



暑さ指数計の例

## STEP 2

準備期間中に検討した事項を確実に実施するとともに、測定した暑さ指数に応じて次の対策を取りましょう。

<input type="checkbox"/>	暑さ指数を下げるための設備の設置		
<input type="checkbox"/>	休憩場所の整備		
<input type="checkbox"/>	涼しい服装等		
<input type="checkbox"/>	作業時間の短縮	暑さ指数が高いときは、 <b>作業の中止、こまめに休憩をとる</b> などの工夫をしましょう。	
<input type="checkbox"/>	熱への順化	暑さに慣れるまでの間は <b>十分に休憩を取り、1週間程度かけて徐々に身体を慣らし</b> ましょう。	
<input type="checkbox"/>	水分・塩分の摂取	のどが渇いていなくても <b>定期的に水分・塩分</b> を取りましょう。	
<input type="checkbox"/>	健康診断結果に基づく措置	<b>①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢</b> などがあると熱中症にかかりやすくなります。医師の意見をきいて人員配置を行いましょう。	
<input type="checkbox"/>	<b>日常の健康管理等</b>	前日の飲みすぎはないか、寝不足ではないか、当日は朝食をきちんと取ったか、管理者は確認しましょう。熱中症の具体的な症状について説明し、早く気づくことができるようにしましょう。	
<input type="checkbox"/>	労働者の健康状態の確認	作業中は管理者はもちろん、作業員同士お互いの健康状態をよく確認しましょう。	

## STEP 3

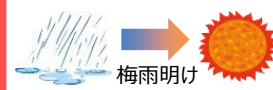
熱中症予防管理者は、暑さ指数を確認し、巡視等により、次の事項を確認しましょう。

- 暑さ指数の低減対策は実施されているか
- 各労働者が暑さに慣れているか
- 各労働者の体調は問題ないか
- 作業の中止や中断をさせなくてよいか
- 各労働者は水分や塩分をきちんと取っているか

### ☐ **異常時の措置**

少しでも異常を感じたら **ためらわずに病院へ運ぶか、救急車を呼びましょう。**

## 重点取組期間（7月1日～7月31日）



- 暑さ指数の低減効果を改めて確認し、必要に応じ追加対策を行いましょう。
- 特に梅雨明け直後は、暑さ指数に応じて、作業の中断、短縮、休憩時間の確保を徹底しましょう。**
- 水分、塩分を積極的に取りましょう。**
- 各自が、睡眠不足、体調不良、前日の飲みすぎに注意し、当日の朝食はきちんと取りましょう。
- 期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的に教育を行いましょう。
- 少しでも異常を認めたときは、ためらうことなく、すぐに病院に運ぶか救急車を呼びましょう。**



基安発 0531 第 1 号  
平成 30 年 5 月 31 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部長  
( 公 印 省 略 )

平成 29 年の職場における熱中症による死傷災害の発生状況について

職場における熱中症予防対策については、平成 21 年 6 月 19 日付け基発第 0619001 号「職場における熱中症の予防について」（以下「基本対策」という。）により示しているところであるが、今般、平成 29 年の職場における熱中症による死傷災害発生状況について、下記及び別紙 1 のとおり取りまとめたので、了知されたい。

気象庁の暖候期予報によれば、平成 30 年の暖候期（6～8 月）は、全国的に気温が平年並みか平年より高くなることが予想されていることから、熱中症による労働災害が多く発生することが懸念される場所である。

平成 30 年の職場における熱中症予防対策については、平成 30 年 2 月 28 日付け基安発 0228 第 1 号「「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について」（別紙 2。以下「キャンペーン通達」という。）において留意すべき事項を示しているので、基本対策及びキャンペーン通達に基づく対策を講ずるよう、事業場等への指導等の徹底を図られたい。

なお、関係団体に対して別添のとおり通知しているので、併せて了知されたい。

(別紙 2・別添 略)

記

平成 29 年の職場における熱中症による死傷災害発生概要

平成 29 年の職場における熱中症による死亡者及び休業 4 日以上の上業務上疾病者の数は 544 人と依然として高止まり状態にある。また、死亡者数は 14 人と、

平成 28 年よりも 2 人増加した。そのうち、建設業において死亡者数は 8 人であり、平成 28 年度と同様に高い割合を示している。

気象庁の発表によると、平成 29 年の夏は、沖縄・奄美において気温のかなり高い状態が続き、8 月、9 月は、2 か月続けて記録的な高温となった。

平成 29 年に熱中症により死傷した 544 人のうち、486 人が 7 月及び 8 月に被災している。また、死亡した 14 人のうち、9 人が 7 月に、5 人が 8 月に被災している。

死亡した 14 人に係る災害の発生状況等をみると、WBGT 値（暑さ指数）の測定は 13 人の災害発生場所においてなされていなかった。また、熱への順化期間（熱に慣れ、当該環境に適応する期間）の設定は 13 人においてなされていなかった。さらに、事業者による水分及び塩分の準備は 4 人、健康診断の実施は 5 人においてなされていなかった。



## 職場における熱中症による死傷災害の発生状況

### 1 職場における熱中症による死傷者数の推移（平成 20～29 年）

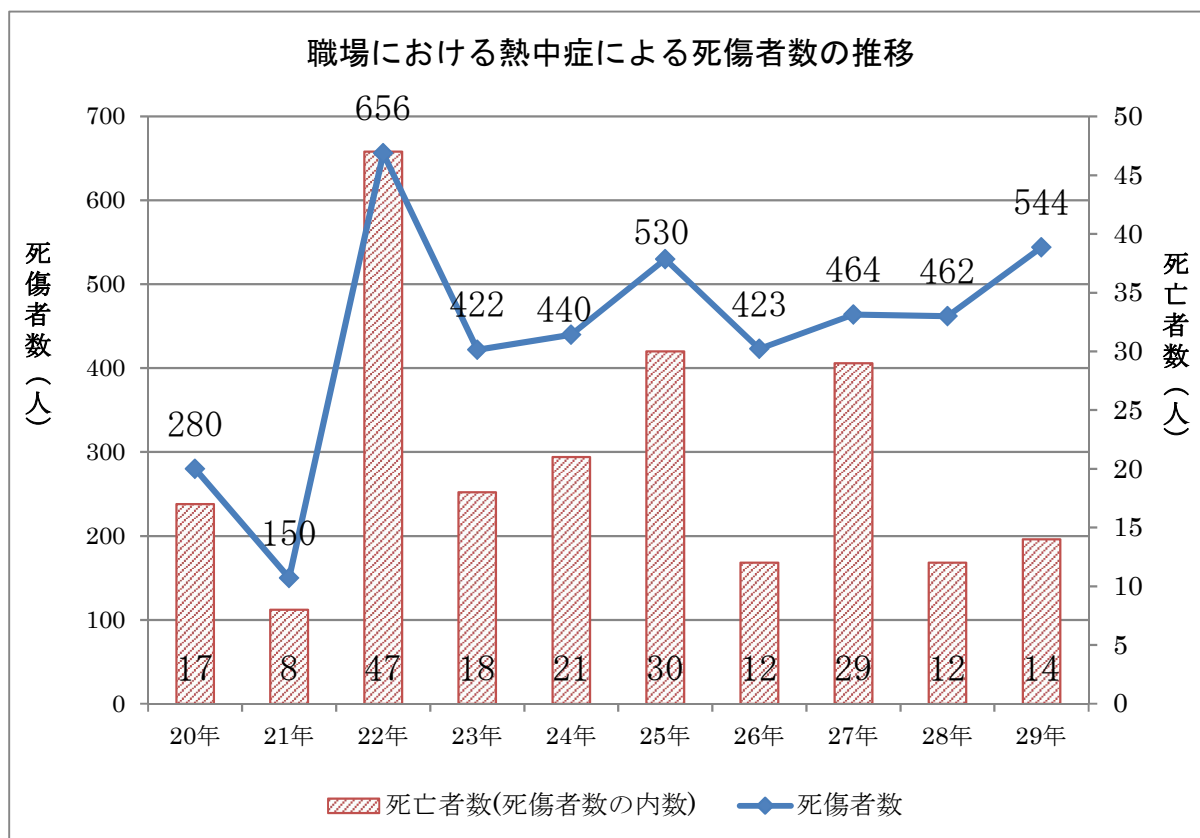
過去 10 年間（平成 20～29 年）の職場での熱中症による死亡者及び休業 4 日以上の業務上疾病者の数（以下合わせて「死傷者数」という。）をみると、平成 22 年に 656 人と最多であり、その後も 400～500 人台で推移している。

平成 29 年の死傷者数は 544 名、死亡者数は 14 名となっており、平成 28 年と比較して、死傷者数、死亡者数いずれも 2 割程度増加している。

職場における熱中症による死傷者数の推移（平成 20～29 年） (人)

20 年	21 年	22 年	23 年	24 年	25 年	26 年	27 年	28 年	29 年
280	150	656	422	440	530	423	464	462	544
(17)	(8)	(47)	(18)	(21)	(30)	(12)	(29)	(12)	(14)

※ ( ) 内の数値は死亡者数であり、死傷者数の内数。



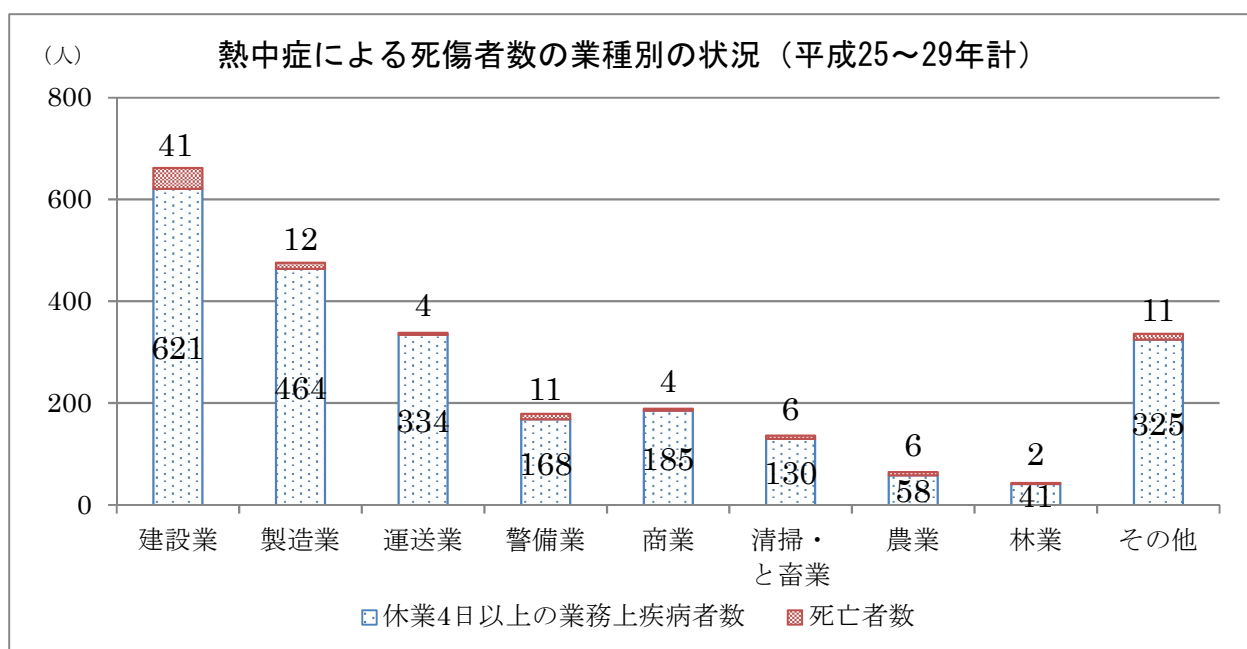
## 2 業種別発生状況（平成 25～29 年）

過去 5 年間（平成 25～29 年）の業種別の熱中症による死傷者数をみると、建設業が最も多く、次いで製造業で多く発生しており、全体の約 5 割がこれらの業種で発生している。なお、平成 29 年の業種別の死亡者をみると、建設業が最も多く、全体の約 6 割（8 人）が建設業で発生している。

熱中症による死傷者数の業種別の状況（平成 25～29 年） (人)

業種	建設業	製造業	運送業	警備業	商業	清掃・ と畜業	農業	林業	その他	計
平成 25 年	151 (9)	96 (7)	68 (1)	53 (2)	31 (3)	28 (2)	8 (1)	8 (1)	87 (4)	530 (30)
平成 26 年	144 (6)	84 (1)	56 (2)	20 (0)	28 (0)	16 (0)	13 (1)	7 (0)	55 (2)	423 (12)
平成 27 年	113 (11)	85 (4)	62 (1)	40 (7)	50 (0)	23 (2)	13 (1)	8 (0)	70 (3)	464 (29)
平成 28 年	113 (7)	97 (0)	67 (0)	29 (0)	39 (1)	37 (1)	11 (1)	13 (1)	56 (1)	462 (12)
平成 29 年	141 (8)	114 (0)	85 (0)	37 (2)	41 (0)	32 (1)	19 (2)	7 (0)	68 (1)	544 (14)
計	662 (41)	476 (12)	338 (4)	179 (11)	189 (4)	136 (6)	64 (6)	43 (2)	336 (11)	2,423 (97)

※ ( ) 内の数値は死亡者数であり、死傷者数の内数。



### 3 月・時間帯別発生状況

#### (1) 月別発生状況（平成25～29年）

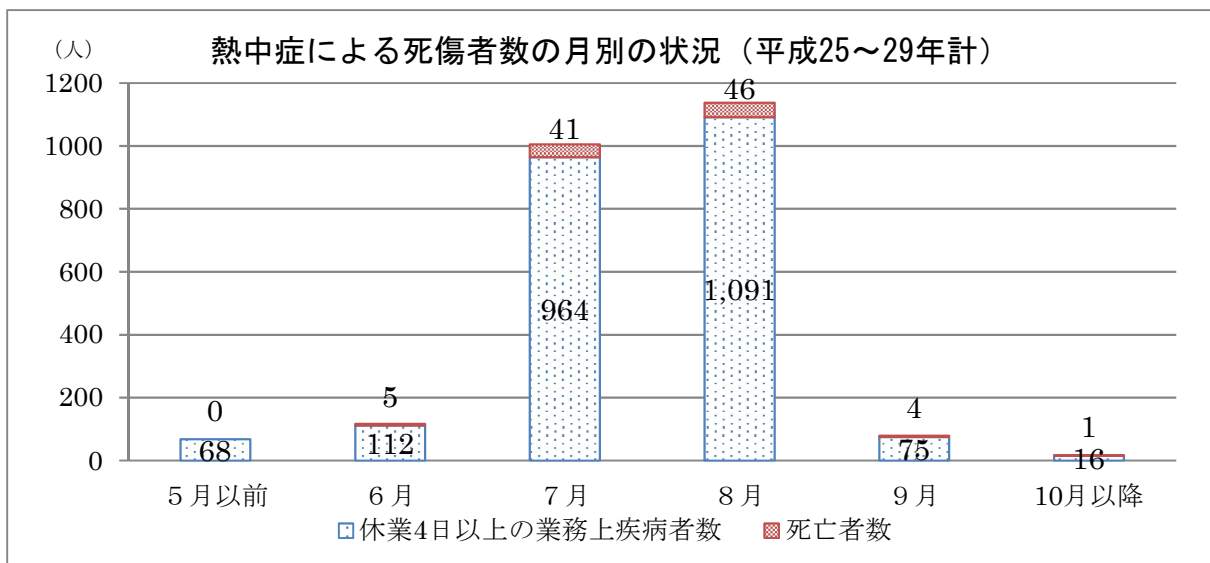
過去5年間（平成25～29年）の月別の熱中症による死傷者数をみると、全体の約9割が7月及び8月に発生している。

熱中症による死傷者数の月別の状況（平成25～29年）（人）

	5月以前	6月	7月	8月	9月	10月以降	計
平成25年	16 (0)	15 (1)	185 (14)	295 (14)	12 (0)	7 (1)	530 (30)
平成26年	6 (0)	32 (0)	182 (6)	191 (5)	8 (1)	4 (0)	423 (12)
平成27年	15 (0)	19 (2)	212 (10)	210 (16)	7 (1)	1 (0)	464 (29)
平成28年	12 (0)	26 (2)	162 (2)	219 (6)	39 (2)	4 (0)	462 (12)
平成29年	19 (0)	25 (0)	264 (9)	222 (5)	13 (0)	1 (0)	544 (14)
計	68 (0)	117 (5)	1,005 (41)	1,137 (46)	79 (4)	17 (1)	2,423 (97)

※ 「5月以前」は1月から5月まで、「10月以降」は10月から12月までの合計。

※ ( ) 内の数値は死亡者数であり、死傷者数の内数。



(2) 時間帯別発生状況 (平成 25～29 年)

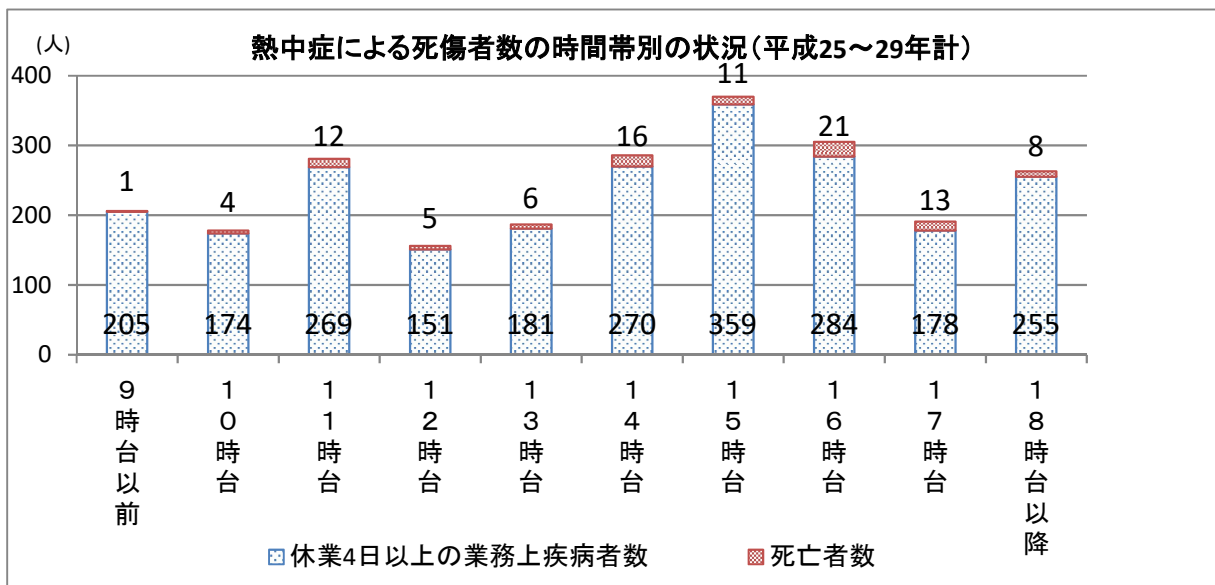
過去 5 年間 (平成 25～29 年) の時間帯別の熱中症による死傷者数をみると、11 時台及び 14～16 時台に多く発生している。なお、日中の作業終了後に帰宅してから体調が悪化して病院へ搬送されるケースも散見される。

熱中症による死傷者数の時間帯別の状況 (平成 25～29 年) (人)

	9 時台以前	10 時台	11 時台	12 時台	13 時台	14 時台	15 時台	16 時台	17 時台	18 時台以降	計
平成 25 年	40 (0)	40 (2)	55 (2)	25 (1)	29 (1)	68 (6)	78 (3)	88 (6)	49 (6)	58 (3)	530 (30)
平成 26 年	24 (0)	39 (0)	46 (2)	43 (1)	32 (1)	47 (2)	69 (1)	48 (3)	31 (0)	44 (2)	423 (12)
平成 27 年	45 (0)	23 (1)	61 (3)	34 (2)	41 (3)	59 (6)	66 (3)	53 (5)	37 (4)	45 (2)	464 (29)
平成 28 年	50 (1)	35 (0)	52 (2)	21 (0)	34 (1)	56 (1)	75 (2)	47 (3)	39 (1)	53 (1)	462 (12)
平成 29 年	47 (0)	41 (1)	67 (3)	33 (1)	51 (0)	56 (1)	82 (2)	69 (4)	35 (2)	63 (0)	544 (14)
計	206 (1)	178 (4)	281 (12)	156 (5)	187 (6)	286 (16)	370 (11)	305 (21)	191 (13)	263 (8)	2,423 (97)

※ 「9 時台以前」は 0 時から 9 時台まで、「18 時台以降」は 18 時から 23 時台までの合計。

※ ( ) 内の数値は死亡者数であり、死傷者数の内数。



#### 4 平成 29 年の熱中症による死亡災害の詳細

平成 29 年に熱中症によって死亡した全 14 人について、その発生状況は以下のとおりである。

##### 【全体の概要】

- (1) 14 人のうち、13 人については、災害発生場所で WBGT 値の測定を行っていなかった。
- (2) 14 人のうち、13 人については、計画的な熱への順化期間が設定されていなかった。
- (3) 14 人のうち、4 人については、事業者が水分や塩分の準備をしていなかった。
- (4) 14 人のうち、5 人については、労働安全衛生法第 66 条に基づく健康診断が行われていなかった。

##### 【各事案の詳細】

※現場において WBGT 値の測定が適切に行われていなかった今回の 13 件の事案では、環境省熱中症予防情報サイトで公表された現場近隣の観測所における災害発生日時頃の WBGT 値を参考値として下段に示した。

番号	月	業種	年代	事案の概要
1	7	農業	50 歳代	被災者は災害発生当日午前 9 時から施設の草刈り等の作業を行っていたが、昼以降に体調が悪くなり、早退した。帰宅後、体調不良のところを家族に発見され、病院に搬送された。入院後は回復の兆しをみせていたが、4 日後に体調が急変し、災害発生から 6 日後に死亡した。
				・環境省熱中症予防情報サイトによる WBGT 値は 25.7℃。
2	7	その他の土木工事業	30 歳代	被災者は災害発生当日の午前 8 時から、伐採された木等の運搬作業を、気温 30℃ を超える屋外で行った。適宜休憩をとっていたが、作業終了後の午後 4 時頃に被災者が倒れているところを発見された。日陰で安静にさせたが、嘔吐と痙攣を起こしたため、救急車で病院に搬送された。その後、死亡が確認された。
				・環境省熱中症予防情報サイトによる WBGT 値は 30.7℃。

3	7	築工事業 鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建	40 歳代	被災者は災害発生当日、現場敷地内で不要となった電柱2本を抜いて持ち帰る作業を午前10時から行っていた。午後2時前に作業が終了し、事業主が電柱を運搬車に乗せ、先に現場を出た。その後、被災者が建柱車で現場を出たところ、現場付近公道の溝に建柱車の左後輪を脱輪した。被災者は脱輪復旧を試みたが復旧できず、運転席でぐったりしているところを発見された。病院に搬送後、死亡が確認された。
				・環境省熱中症予防情報サイトによるWBGT値は32.1℃。
4	7	その他の建築工事業	20 歳代	被災者は災害発生当日、酒蔵の屋根で、金属製カバーを運搬する作業を行っていた。作業終了後屋根上で単線回収作業を行い、その後行方不明となった。他の作業員が捜索したところ、屋根上で意識不明の状態が発見された。
				・環境省熱中症予防情報サイトによるWBGT値は29.3℃。
5	7	警備業	30 歳代	被災者は、災害発生当日の午前9時から宅地造成工事現場の警備業務に従事していた。午後3時頃現場作業が終了し、工事関係者が現場の片付けを行っていたとき、被災者が体調不良となったため、救急車で病院へ搬送した。しかし、翌日搬送先の病院で、熱中症による多臓器不全により死亡した。
				・環境省熱中症予防情報サイトによるWBGT値は27.3℃。
6	7	農業	70 歳代	被災者は災害発生当日、野菜畑で同僚と一緒に午前7時から草取り作業を行っていた。午後0時、各自の自家用車で自宅に戻って昼食と休憩をとるために一旦解散したが、その後、野菜畑に戻ってきた同僚によって、畑脇に駐車した被災者の車の運転席で、意識不明の状態で見つかるのが発見された。
				・環境省熱中症予防情報サイトによるWBGT値は32.7℃。
7	7	ト造家屋建築工事業 鉄骨・鉄筋コンクリー	40 歳代	被災者は災害発生当日、住宅新築工事現場で、擁壁の型枠建込み作業中にけいれんを起こして倒れ、病院へ搬送されて入院中であったが、約2か月後に死亡した。
				・環境省熱中症予防情報サイトによるWBGT値は28.1℃。

8	7	警備業	40歳代	被災者は災害発生当日、個人住宅の上水道引き込み工事現場で、道路誘導員として現場に入場していた。午前10時頃から体調が悪化し、呼びかけにも答えられないような状況となった。その後救急搬送されたが、4日後に死亡が確認された。
				・環境省熱中症予防情報サイトによるWBGT値は30.5℃。
9	7	鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業	40歳代	被災者は災害発生当日の午前9時から気温30℃を超える状況でコンクリート打設作業に関する左官工事を開始した。午後4時30分頃、被災者が屋上の作業場で倒れている状態で発見され、救急車で病院に搬送されたが、午後12時頃に死亡が確認された。
				・災害当日午後3時に現場で測定されたWBGT値は30℃。
10	8	通信業	50歳代	倉庫作業場で、パレットからフリーローラーに荷物を降ろすピッキング作業に従事していた。午前の作業終了後に休憩に入り、休憩後に休憩室から出ようとしたところ、歩行不能となり病院へ救急搬送された。療養中であつたが翌日死亡した。
				・環境省熱中症予防情報サイトによるWBGT値は29.4℃。
11	8	その他の土木工事業	50歳代	被災者は災害発生当日、法面防護フェンスに絡んだつる草を鎌で刈り取る作業（除草作業）を終日行い、終業後帰宅しようとして事業場敷地内の駐輪場へ移動した。その後、駐輪場で意識不明の状態で倒れているところを発見され、意識不明の状態が続いていたが、約1か月半後に死亡した。
				・環境省熱中症予防情報サイトによるWBGT値は26.9℃。
12	8	理業 その他の廃棄物処	40歳代	被災者は家庭ゴミの収集を行っていたが、午前11時頃に突然倒れた。ただちに病院に救急搬送されたが、約2時間後に死亡が確認された。当日、午前11時頃には既に気温が31℃を超えており、高温環境での作業であった。
				・環境省熱中症予防情報サイトによるWBGT値は31.4℃。
13	8	その他の土木工事業	50歳代	被災者は災害発生当日、道路脇の草刈作業を行っていたが、午後4時20分頃に熱中症の症状が見られたため、休憩するよう指示を受けた。トラックで休憩するため、被災者は歩いて向かった。しかし、その後行方が分からなくなり、周囲を探したところ、近隣の建物の駐車スペースで意識の無い状態で発見された。その後、病院に搬送されたが、3日後に死亡した。
				・環境省熱中症予防情報サイトによるWBGT値は31.2℃。

14	8	業 その 他の 建 築 工 事	70 歳 代	<p>被災者は災害発生当日、平屋建家屋の解体工事現場で、熱中症により倒れ、コンクリート床上に頭部を強打した。保護帽を着用していたが、あご紐が緩かったため、転倒時に外れた。病院に搬送され治療を受けていたが、頸髄損傷により7日後に死亡した。</p> <p>・環境省熱中症予防情報サイトによるWBGT値は30.4℃。</p>
----	---	-----------------------------------	--------------	---



## 6 都道府県別の職場における熱中症による死亡者数（平成 20～29 年）

	都道府県	H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	合計
1	北海道			1		1			1	1		4
2	青森								1		1	2
3	岩手			2		1			1	1		5
4	宮城	1		1		2			1			5
5	秋田					1	1					2
6	山形			1								1
7	福島	1						1	3	1		6
8	茨城			3			3	1			1	8
9	栃木			1				1	3			5
10	群馬			2				1				3
11	埼玉			4	2	1	1		1			9
12	千葉			2	1		2	1	2			8
13	東京	1	1	2				1				5
14	神奈川			3	2		3	1				9
15	新潟			1								1
16	富山					2	1					3
17	石川					1				1		2
18	福井	2		1								3
19	山梨	1		1								2
20	長野						1		1			2
21	岐阜						1	1				2
22	静岡		1	5	3	2	1					12
23	愛知	1		3	1	1	3		4	1	1	15
24	三重	1		1	2	2	3		1			10
25	滋賀	1	1		1			1		1		5
26	京都		1	1		1	1					4
27	大阪		1	1	1	1		2	2	2	1	11
28	兵庫						2		1		1	4
29	奈良	2		2							1	5
30	和歌山										2	2
31	鳥取			1								1
32	島根			1								1
33	岡山		2	3								5
34	広島	1		1					1		2	5
35	山口	1			1							2
36	徳島											0
37	香川					1			2		1	4
38	愛媛	1					2		1	1		5
39	高知						1					1
40	福岡	2			2	1			1	2		8
41	佐賀											0
42	長崎						2		1			3
43	熊本	1		1		1						3
44	大分				1		2					3
45	宮崎				1					1		2
46	鹿児島			1		1		1	1		1	5
47	沖縄		1	1		1					2	5
	合計	17	8	47	18	21	30	12	29	12	14	208

基安発 0727 第 3 号  
平成 30 年 7 月 27 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局  
安全衛生部長  
(公印省略)

### 8 月における労働者の熱中症予防の取組について

平成 30 年 2 月 28 日付基安発 0228 第 1 号「「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について」により、平成 30 年度「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づき、7 月を重点取組期間として熱中症対策の周知啓発等に取り組んでいるところであるが、連日の記録的な猛暑等を踏まえ、関係省庁で設置された「熱中症関連省庁連絡会議」において、7 月に実施していた熱中症対策強化月間を 8 月まで延長することが決定された。また、現時点で熱中症による労働者の死傷者数は昨年と比べて増加傾向にある。

これらの状況等を踏まえ、8 月も引き続き、実施要綱に定める 7 月の重点取組期間に準じた熱中症予防のための取組を行うよう、集団指導等あらゆる機会を捉え、事業者に対し指導を行うこと。特に、記録的な猛暑を踏まえ、WBGT 値（暑さ指数）に応じた作業の中断等を徹底することや、異常を認めたときは、躊躇することなく救急隊を要請することなど、状況に応じた対応の徹底が図られるよう指導すること。

なお、関係団体に対して別添のとおり通知しているので、了知されたい。

(別添 略)